

大雪による交通機関の遅延、運休にともなう「一般入学試験 期」の扱い

2012年1月4日
入試広報センター

入試日に交通機関が大幅に遅延し「遅刻限度 30 分以内」を超えた場合及び運休した場合は、以下の扱いとする。

- 1．入試終了時刻（12:00）までに受験開始できる場合は、予備室受験とする。
（規定の受験時間を確保する。）
- 2．遅延が長引き入試終了時刻に間に合わない場合及び運休の場合は、当日の受験欠席とするが、当該受験生の希望・申請により以下の救済手段を講ずる。
 - （1）一般入学試験 期別日程振替受験：（例）2/1 欠席 2/2 受験
 - （2）一般入学試験 期振替受験但し、受験生が上記救済手段を希望しない場合は、受験欠席のみとし、別途の救済はしないものとする。

以上